附則第十五条第二項第二号イ中「解雇を予告された被保険者（当該解雇」を「解雇を予告された被保険者等（解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職」に、「以下この条において同じ。）及び」を「）をいう。ロにおいて同じ。）及び」に改め、同号イ(1)中「第百二条の三第一項第二号イ(1)(i)」を「同項第二号イ(1)(i)」に改め、同号ロ中「解雇を予告された被保険者」を「解雇を予告された被保険者等」に改め、同条第三項中「法第十六条の規定による」及び「（以下「基本手当日額」という。）」を削り、同条第四項中「当該判定基礎期間の末日における」を削り、「第百二条の三第三項本文」を「同条第三項本文」に改め、同条第八項中「、第五項、第六項並びに第七項」を「並びに第五項から第七項まで」に、「解雇を予告された被保険者」を「解雇を予告された被保険者等」に改める。

附則第十五条の二第一項中「限る。）、附則第十五条の五第一項の被災者雇用開発助成金」を「限る。）」に改め、「、附則第十五条の九第一項の若年者等正規雇用化特別奨励金」及び「、附則第十七条の五の二第二項の建設業離職者雇用開発助成金」を削り、同条第三項中「(2)から(5)まで」を「(2)から(5)まで」に、「(2)から(4)まで」を「(2)から(4)まで」に、「第百二条の三第一項第二号イ(1)(i)」を「同項第二号イ(1)(i)」に改める。

附則第十五条の三第一項第二号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣法」に改める。

附則第十五条の四第四項中「解雇を予告された被保険者」を「解雇を予告された被保険者等」に、「若年者等正規雇用化特別奨励金」を「被災者雇用開発助成金」に改める。

附則第十五条の五第三項中「(第百十条第三項に規定する短時間労働者をいう。)」を削り、同条第四項中「第百十八条の三第七項第一号ロ」を「同条第七項第一号ロ」に改め、「、若年者等正規雇用化特別奨励金」を削り、「、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金又は建設業離職者雇用開発助成金」を「又は特例子会社等設立促進助成金」に改め、同条第五項中「、若年者等正規雇用化特別奨励金」を削り、「、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金又は建設業離職者雇用開発助成金」を「又は特例子会社等設立促進助成金」に改める。

附則第十五条の九の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十五条の九　削除

附則第十五条の十の前に見出しとして「(試行雇用奨励金に関する暫定措置)」を付し、同条第一項中「及び前条」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「十分な技能及び経験を有しない求職者として職業安定局長が定める者」を「東日本大震災の発生時に、特定被災区域内に居住していた求職者又は特定被災区域において就業をしており、当該震災により離職を余儀なくされた求職者であつて、十分な技能及び経験を有しないものとして職業安定局長が定めるもの」に改め、「紹介により」の下に「、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県又は長野県の区域内に所在する事業所において」を加え、同条第四項及び第五項中「、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」を削る。

附則第十五条の十一第一項中「前二条」を「前条」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「いずれにも該当する者を青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県又は長野県の区域内に所在する事業所において」を「いずれかに該当する者を」に改め、同項各号を次のように改める。

一　身体障害者
二　知的障害者
三　精神障害者

附則第十五条の十一第四項及び第五項中「、若年者等正規雇用化特別奨励金」及び「、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」を削る。

附則第十七条の三第一項中「第百十五条第一号」を「第百十六条第一項」に、「第百十七条」を「同条第四項」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年九月三十日」に改め、同条第三項中「第百十七条第一号」を「第百十六条第四項第一号」に改める。

附則第十七条の四の二に見出しとして「(人材確保等支援助成金に関する暫定措置)」を付し、同条第二項第一号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下この条において「労働者派遣法」という。）」を「労働者派遣法」に改め、同条第三項及び第四項中「、若年者等正規雇用化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」を「又は特例子会社等設立促進助成金」に改める。

附則第十七条の四の三中「、特例子会社等設立促進助成金及び障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」を「及び特例子会社等設立促進助成金」に改める。

附則第十七条の四の四第一項第一号中「障害者雇用促進法第四十三条第七項」を「同条第七項」に改める。

附則第十七条の四の五第一項第四号中「第五号」を「次号」に改め、同項第七号の表初年度の項中「二千万円」を「一千万円」に、「三千万円」を「一千五百万円」に、「四千万円」を「二千万円」に、「五千万円」を「二千五百万円」に改め、同表初年度の翌年度及び翌々年度の項中「一千万円」を「五百万円」に、「一千五百万円」を「七百五十万円」に、「二千万円」を「一千万円」に、「二千五百万円」を「一千二百五十万円」に改め、同条第二項及び第三項中「、若年者等正規雇用化特別奨励金」を削り、「、障害者初回雇用奨励金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設業新分野教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金」を「又は障害者初回雇用奨励金」に改める。

附則第十七条の四の六及び第十七条の五の二を削る。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第百十六条第二項第一号ハ(1)中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）附則第二条の規定の対象となる事業主（2)において「改正法適用猶予事業主」という。）」を「常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主」に改め、「三歳に達するまでの子を養育する被保険者、」を削り、同号ハ(2)中「改正法適用猶予事業主を除く。）」を削る。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第三条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「、同令附則第十七条の四の三」を「又は同令附則第十七条の四の三」に改め、「又は同条に規定する障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」を削る。

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第四条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「四十歳」を「四十五歳」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第二号イ中「を基準として、厚生労働大臣が定める額」を削り、同条第三項第一号ニ中「目指して」を「目指す」に改める。

第七条の三第一項中「雇保則第百十条の二第一項に規定する高年齢者等共同就業機会創出助成金（以下「高年齢者等共同就業機会創出助成金」という。）、同項」を「雇保則第百十条の二」に、「訓練等支援給付金（同条第二項第一号イ及びロ」を「雇保則第百二十五条第一項に規定する訓練等支援給付金（雇保則第百二十五条第二項第一号イ及びロ)」に、「)、雇保則第百二十五条第一項」を「第三項において同じ。)、同条第一項」に改め、「雇保則附則第十五条の九に規定する若年者等正規雇用化特別奨励金」を削り、同条第三項中「、雇保則第百四条第一項に規定する高年齢者雇用確保充実奨励金、高年齢者等共同就業機会創出助成金」を削り、「又は建設教育訓練助成金」を「若しくは建設教育訓練助成金」に改める。